

## 基準日設定につき通知公告

当社は、2020年2月6日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、2020年3月2日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

2020年1月22日

東京都港区芝大門一丁目12番16号

住友芝大門ビル2号館4階

Global Mobility Service 株式会社

代表取締役 中島 徳至